

議第4号

小諸都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置について

令和4年(2022年)10月24日提出
長野県都市計画審議会長

4都第89号
令和4年(2022年)10月11日

長野県都市計画審議会長 様

長野県知事

小諸都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設
（産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置について

このことについて、建築基準法第51条ただし書の規定により、次のように審議会に付議します。

小諸都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設 (産業廃棄物処理施設) の用途に供する敷地の位置について

1 申請者

小諸市大字和田483番地33

ベストプラ株式会社 代表取締役 芝崎 直樹

2 敷地の位置

小諸市大字市字同道1056番地9

3 計画敷地の概要

- 敷地面積：1,797.81m²
- 主要用途：産業廃棄物処理施設
- 工事種別：用途変更

(有価物処理施設→有価物及び産業廃棄物処理施設)

(m²)

第二工場	申請部分	申請以外の部分	合計
建築面積	989.34	0.00	989.34
延べ面積	1,324.91	0.00	1,324.91

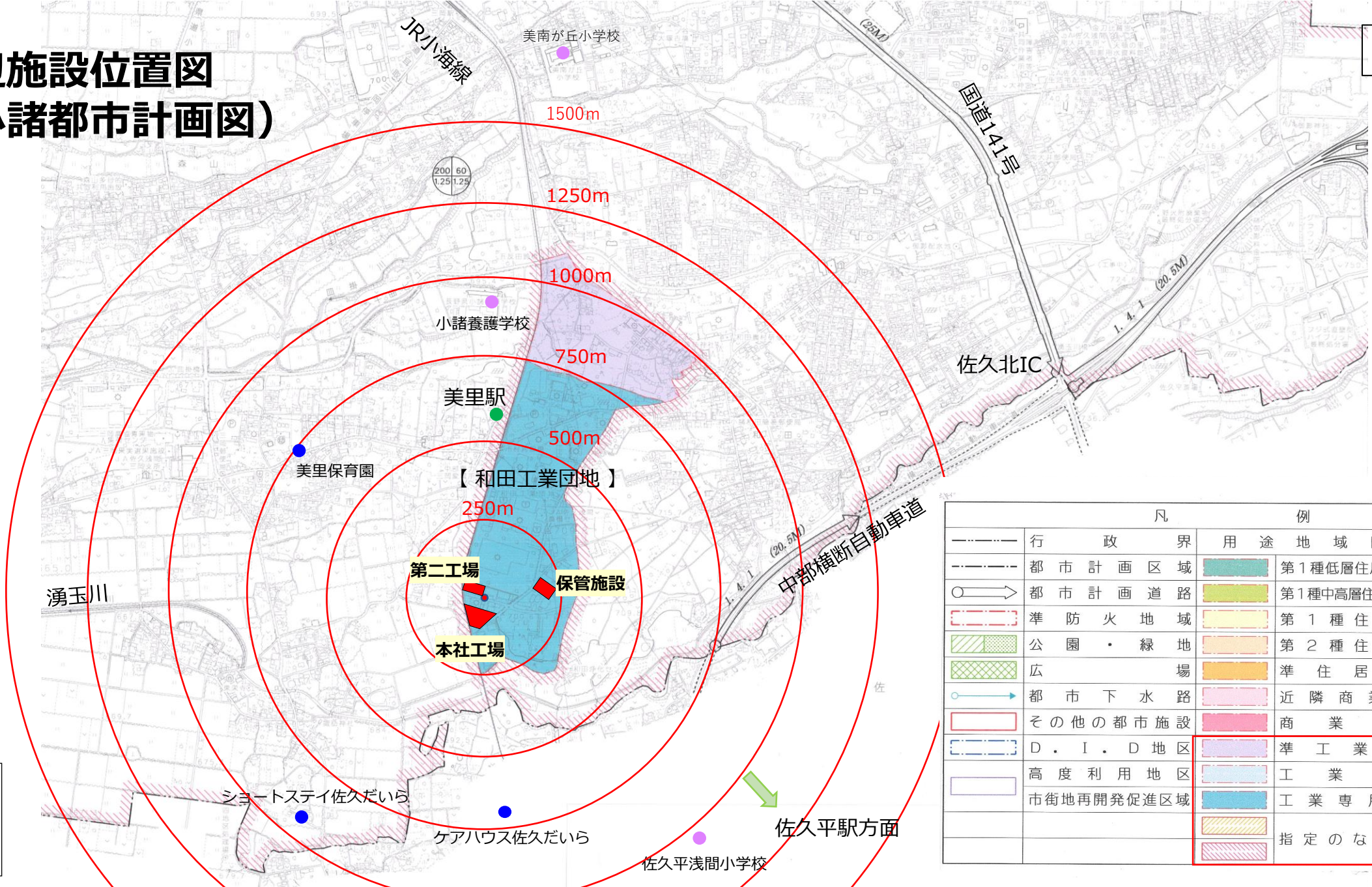
廃棄物等処理施設の処理能力

※ 5 t/日以上 of 破碎施設が許可対象

※ 廃プラスチック類

施設一覧	処理方法	処理能力			有価物・廃棄物兼用	51条対象施設
破碎施設①	破碎	6.4	t/日	8時間稼働	計32.0 t/日	○
破碎施設②	破碎	6.4	t/日	8時間稼働		○
破碎施設③	破碎	6.4	t/日	8時間稼働		○
破碎施設④	破碎	6.4	t/日	8時間稼働		○
破碎施設⑤	破碎	6.4	t/日	8時間稼働		○
破碎施設⑥	破碎	4.8	t/日	8時間稼働	計53.6 t/日	—
破碎施設⑦	破碎	2.4	t/日	8時間稼働	—	—
破碎施設⑧	破碎	2.4	t/日	8時間稼働	—	—
破碎施設⑨	破碎	2.4	t/日	8時間稼働	—	—
破碎施設⑩	破碎	4.8	t/日	8時間稼働	—	—
破碎施設⑪	破碎	4.8	t/日	24時間稼働	—	—
発砲減容施設	溶融固化	0.48	t/日	8時間稼働	○	—
圧縮梱包施設	圧縮梱包	5.76	t/日	8時間稼働	○	—

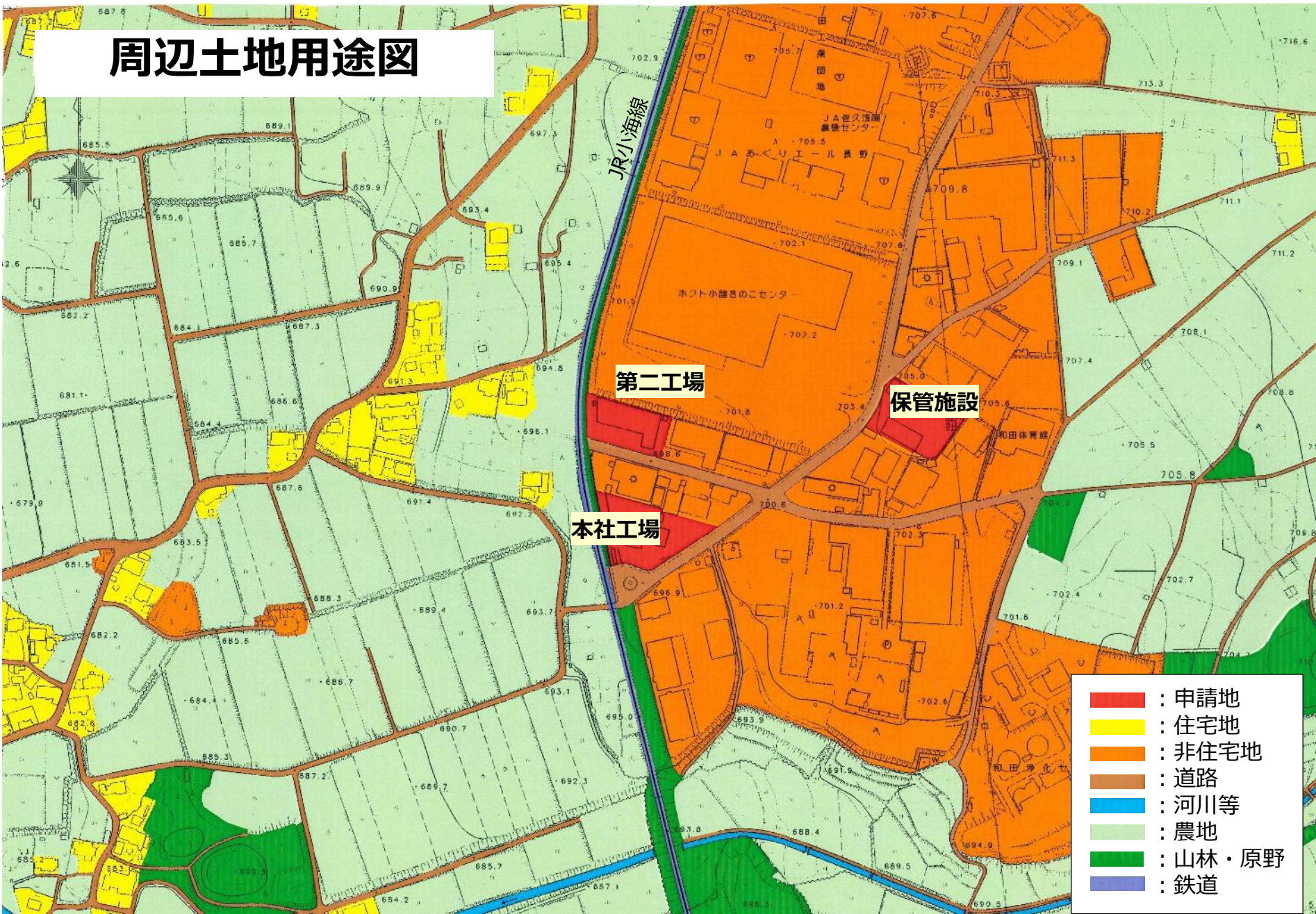
周辺施設位置図 (小諸都市計画図)



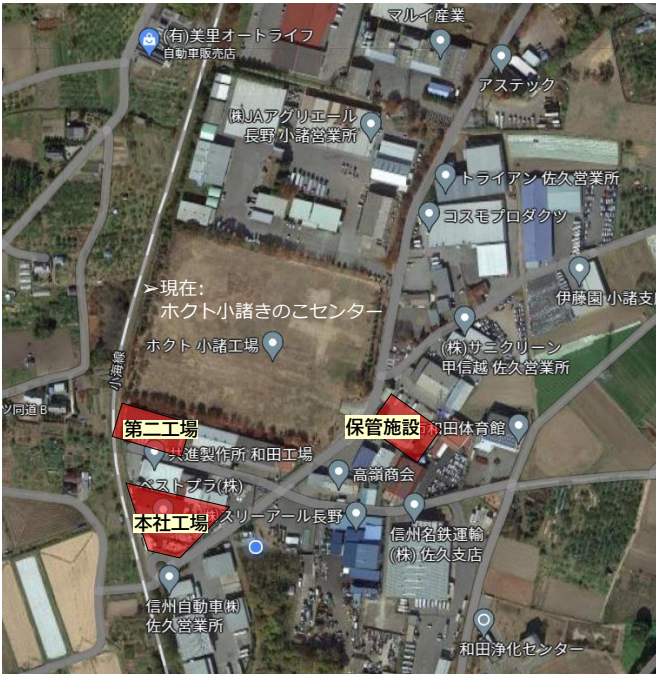
- 凡例
- 教育施設
 - 公共施設
 - 福祉施設

凡		例		形	規
界	用途	地域	区分	制	則
— — — — —	行政			形	規
— — — — —	都市	■	第1種	200	80
○ — — — — —	都市	■	第1種	200	80
— — — — —	準	■	第1種	200	80
■ ■ ■ ■ ■	公	■	第2種	200	80
■ ■ ■ ■ ■	広	■	準	200	80
○ — — — — —	都	■	近	200	300
■ ■ ■ ■ ■	そ	■	商	400	80
■ ■ ■ ■ ■	D . I . D	■	準	200	80
■ ■ ■ ■ ■	高	■	工	200	80
■ ■ ■ ■ ■	市	■	工	200	80
		■	指		
		■	指		

周辺土地用途図



航空写真



運搬車両経路及び周辺状況写真

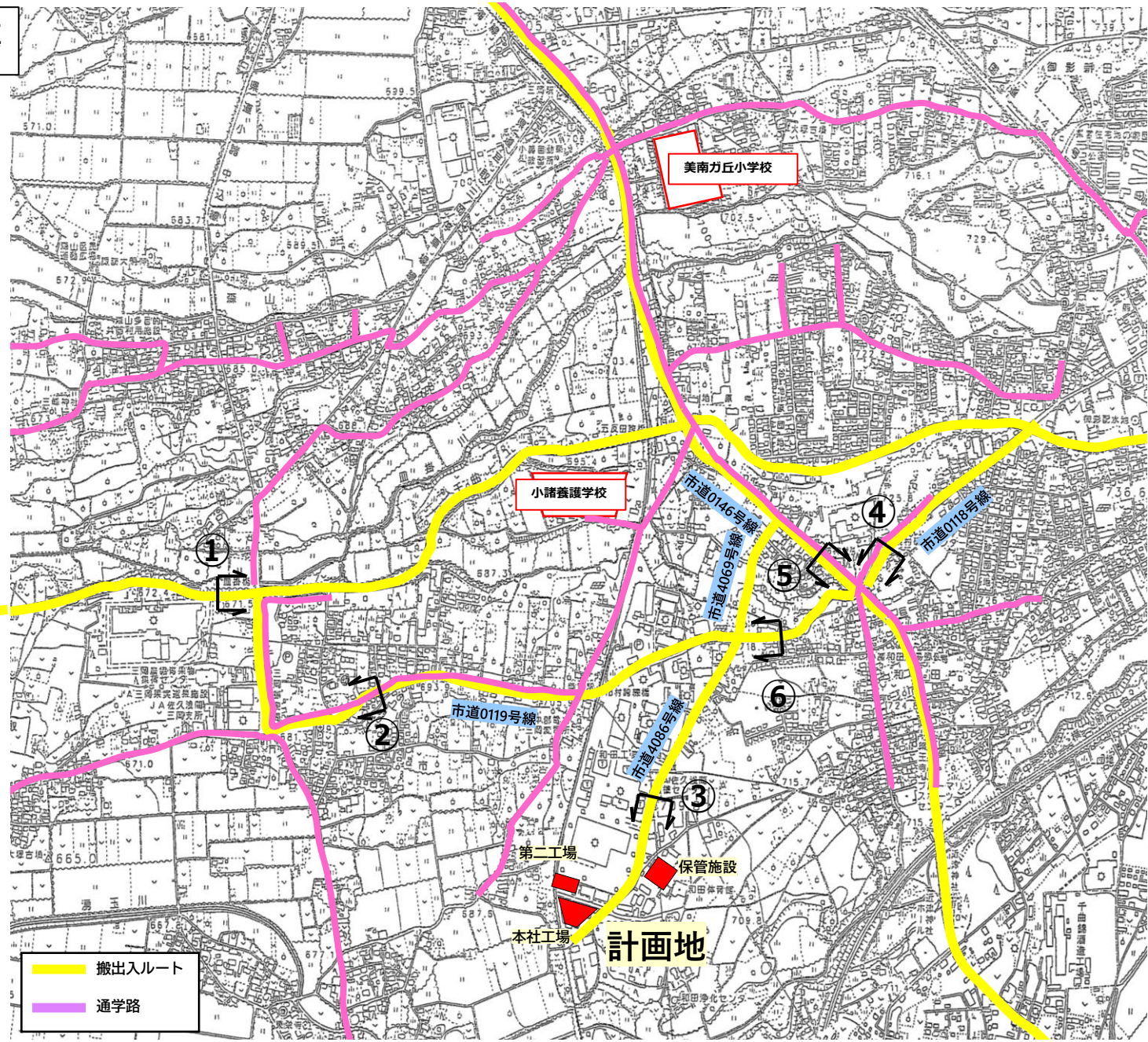
①千曲ビューライン（農道）
歩道・縁石あり 幅員：10.2～13.2m
（うち歩道2.5m）



②市道0119号線 幅員：8.0m
歩道・縁石あり（うち歩道1.5m）



③市道4086号線 幅員：7.9～11.5m
歩道・縁石あり（うち歩道2.2～2.5m）



④市道0118号線 幅員：7.5m
歩道あり・縁石なし（うち歩道1.5m）



⑤市道0146号線 幅員：7.9～11.5m
歩道あり・縁石あり（うち歩道2.2～2.5m）

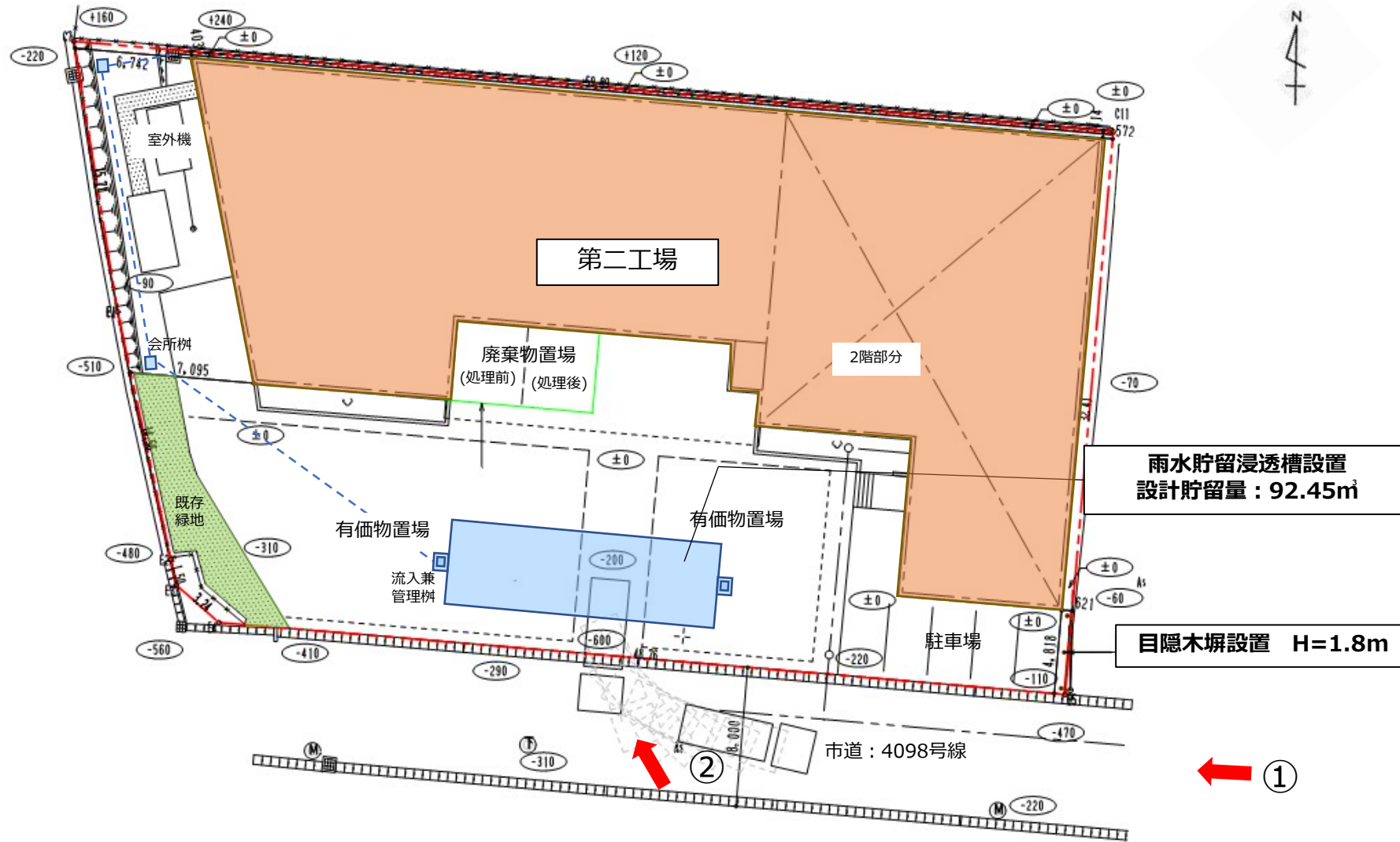


⑥市道0119号線 幅員：8m
歩道あり・縁石なし（うち歩道2.0m）



第二工場(配置図)

資料4-5



現況写真①



現況写真②

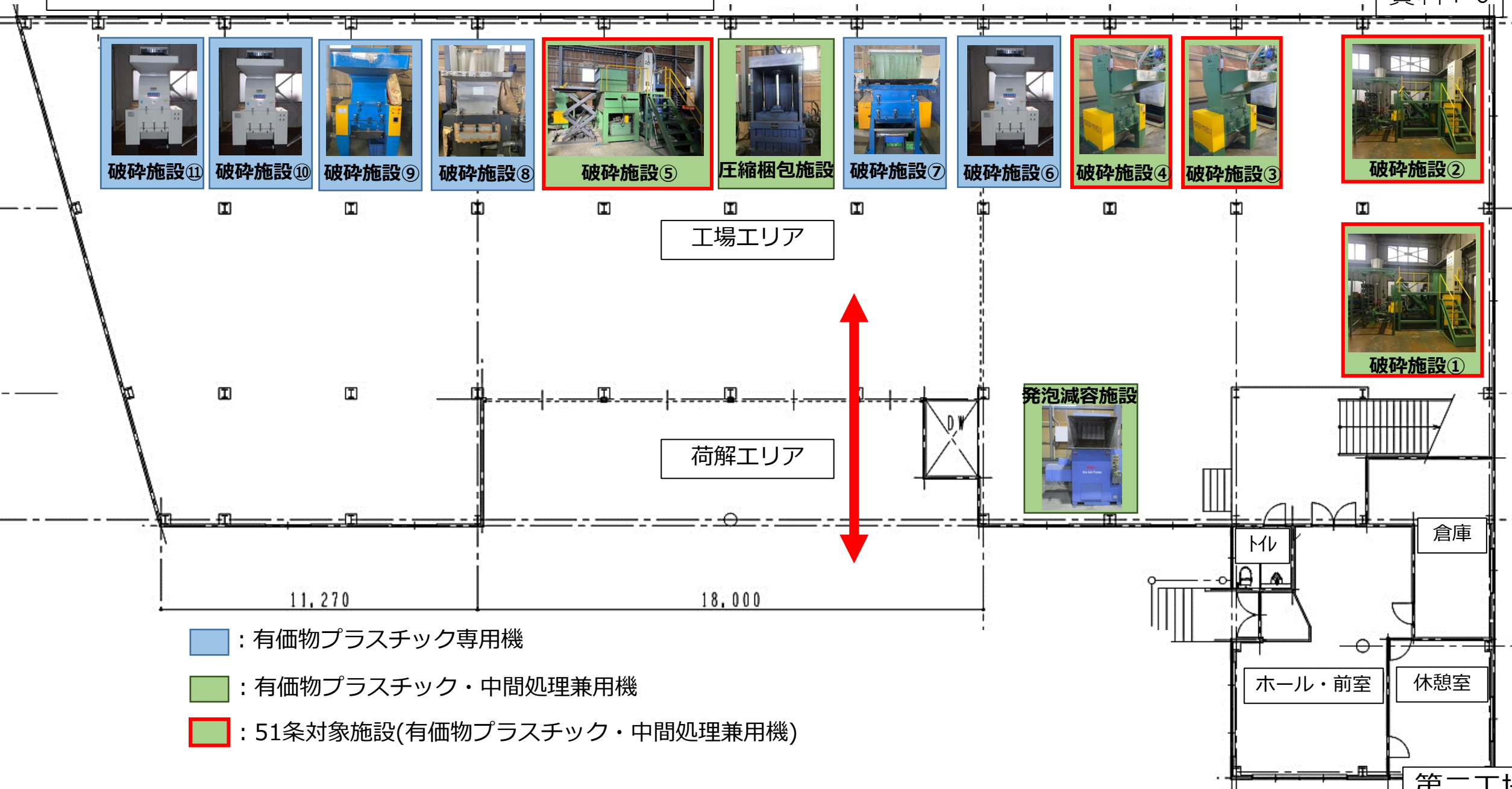


雨水貯留浸透槽設置
設計貯留量: 92.45m³

目隠木塀設置 H=1.8m

第二工場(1階平面図・機械配置図)

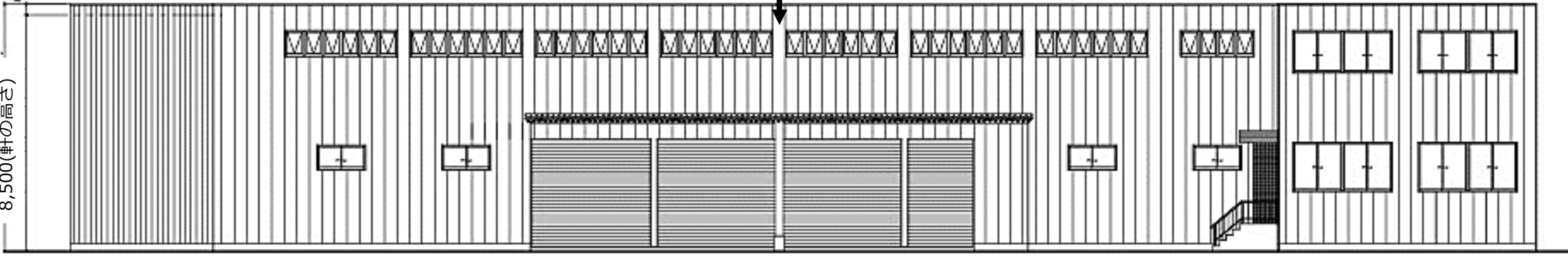
資料4-6



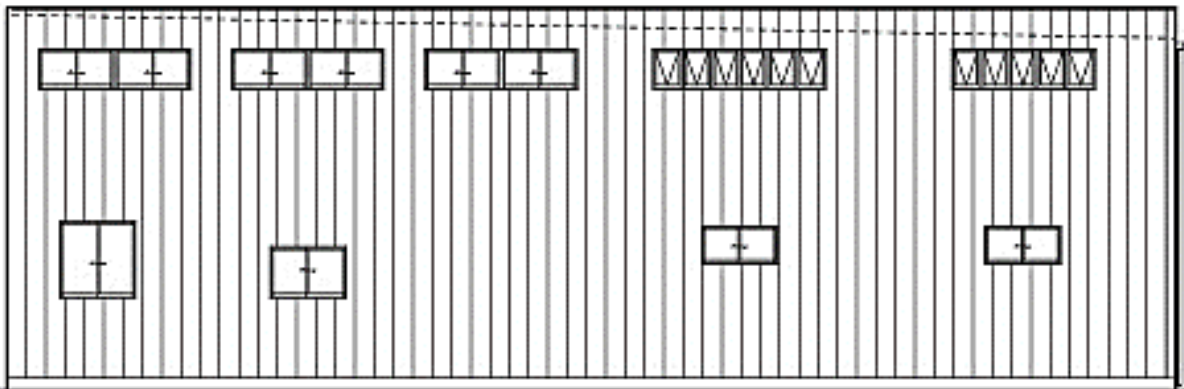
- : 有価物プラスチック専用機
- : 有価物プラスチック・中間処理兼用機
- : 51条対象施設(有価物プラスチック・中間処理兼用機)

外壁：金属系サイディング貼り
色彩(アイボリーホワイト系)・マンセル値 2.5Y8.5/1(近似)

8,900(最高の高さ)
8,500(軒の高さ)



南側立面図



東側立面図

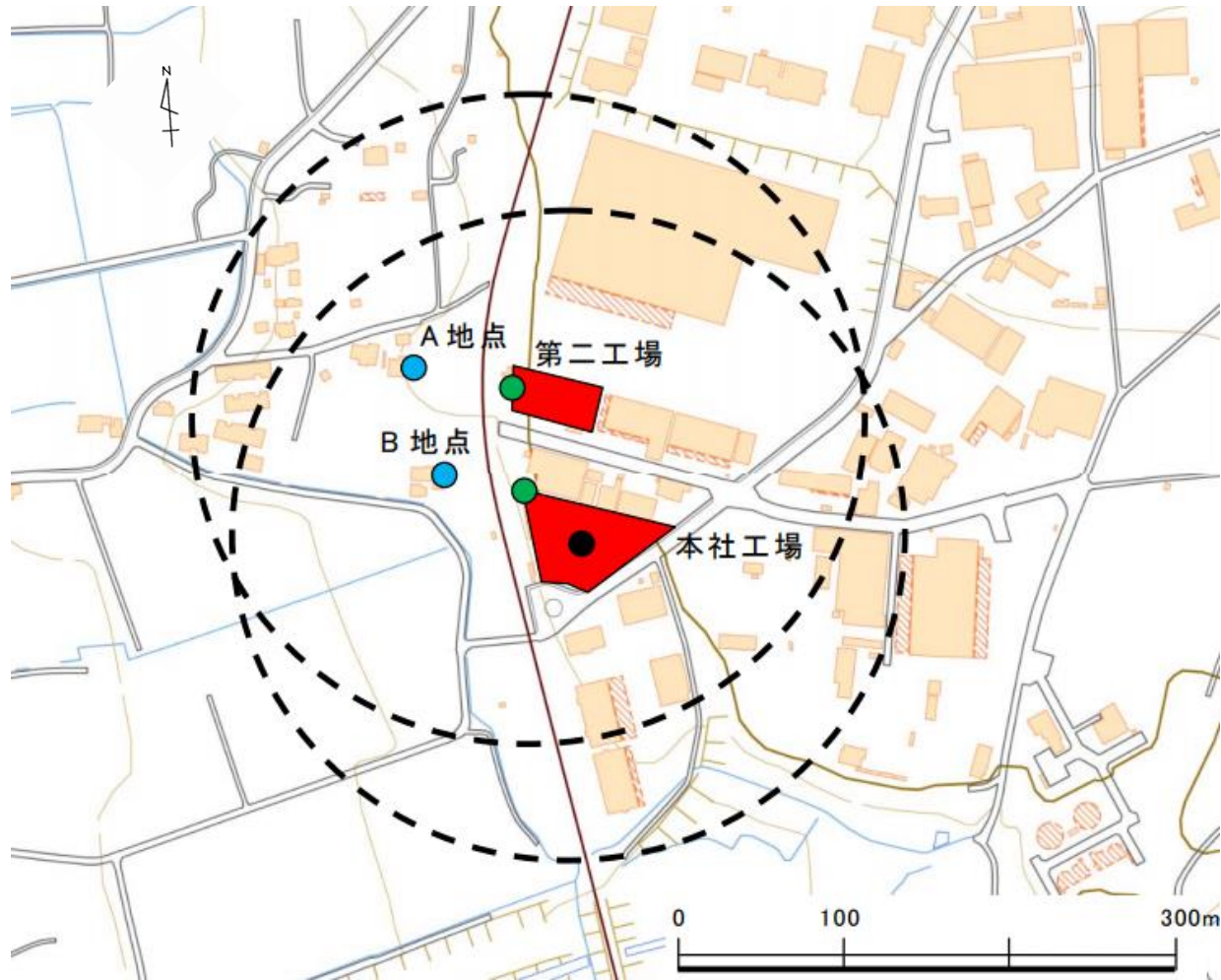


第二工場(1階立面図)

第二工場

環境調査位置図

- : 申請施設区域
- : 騒音・振動調査地点
- : 周辺集落予測地点
- : 悪臭調査地点
- : 申請施設区域施設境界から約200mの範囲



騒音の測定・予測結果と環境保全目標の比較

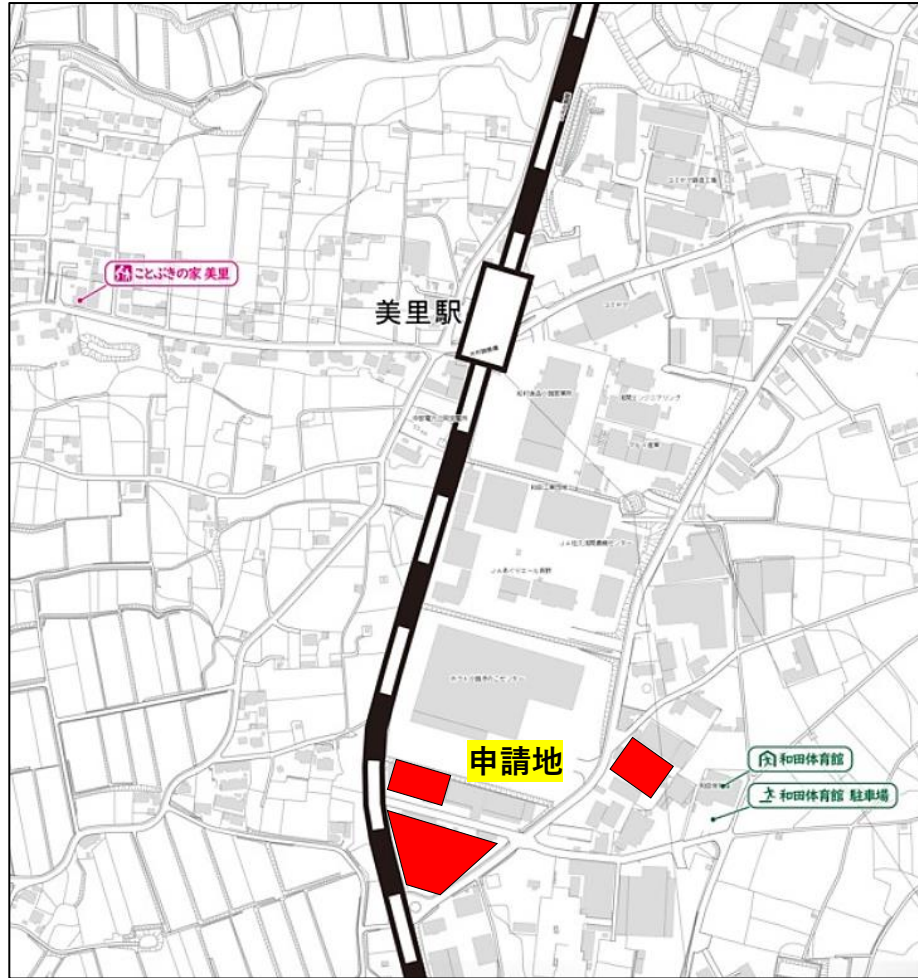
資料4-8

地点	項目	単位	結果	環境保全目標	適合状況	
本社工場 集落側敷地境界	騒音 レベル (L ₅)	dB	朝	46	70以下	適合
			昼	47	70以下	適合
			夕	45	70以下	適合
			夜	44	65以下	適合
第二工場 集落側敷地境界	騒音 レベル (L ₅)	dB	朝	44	70以下	適合
			昼	49	70以下	適合
			夕	43	70以下	適合
			夜	39	65以下	適合
周辺集落の 予測地点A	騒音 レベル (L _{eq})	昼	11	60以下	適合	
周辺集落の 予測地点B			13	60以下	適合	

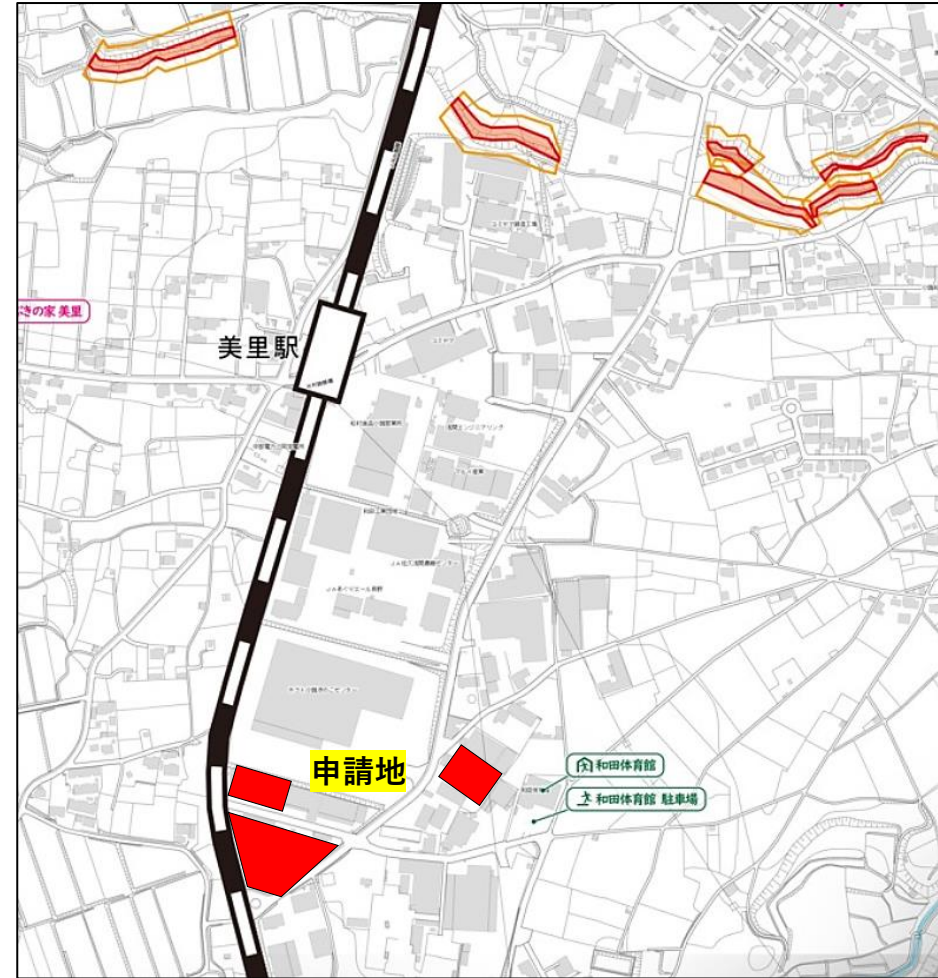
振動の測定・予測結果と環境保全目標の比較

地点	項目	単位	結果	環境保全目標	適合状況	
本社工場 集落側敷地境界			昼	51	70以下	適合
			夜	51	65以下	適合
第二工場 集落側敷地境界	振動 レベル (L ₁₀)	dB	昼	54	70以下	適合
			夜	33	65以下	適合
周辺集落の 予測地点A		昼	23	60以下	適合	
周辺集落の 予測地点B			24	70以下	適合	

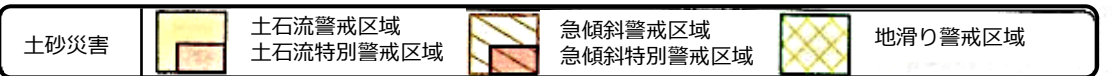
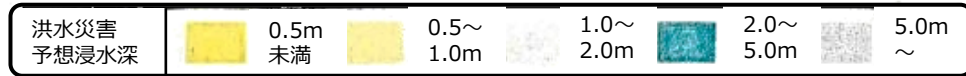
洪水浸水想定区域 (1,000年確率)



土砂災害警戒区域



凡例



項目	判断基準	判断結果（可とした理由）
周囲の状況	①宅地化、市街化が促進される区域でないこと	・申請地は工業専用地域内に位置し、線路より西側は農業振興地域のため、今後宅地化、市街化が促進される恐れは少ない。
	②近隣に教育施設、福祉施設が存在しないこと	・周辺に福祉施設や保育園があるが、直線距離で700m以上離れており、今回の計画に伴う影響は少ない。
	③災害発生の恐れが高い区域で、その災害により周辺への二次的被害拡大の恐れがないこと	・申請地は土砂災害及び洪水（1,000年確率）の警戒区域ではなく、災害による周辺への被害拡大の恐れは少ない。
環境への配慮	①施設設置に伴い公害対策の関係法令に関して適合することが確実に認められること	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音については、第二工場の集落側敷地境界で現況49dB以下であり規制値内（65dB）となっている。 ・振動については、第二工場の集落側敷地境界で現況54dB以下であり規制値内（65dB）となっている。 ・粉塵については、建屋内で破碎処理を行うため問題はない。 ・汚水は公共下水へ接続、雨水は敷地内浸透処理しており問題はない。また、工場排水は発生しない。

運搬車両の 周辺地域へ の影響	①交通渋滞による道路 交通に支障ない こと。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の変更により、交通量は1台/日増加するが前面道路は2車線（幅員8.3m）で、平時は渋滞が発生していないことから、一般交通に支障ないと判断する。
	②交通安全上支障が ないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬経路と通学路が重なる部分には概ね歩道が整備されており、一定の安全は確保されている。一部歩道が整備されていないところがあるが、利用頻度が少なく、通学・帰宅時間と搬出入の時間が極力重ならないよう配慮している。 ・ 大型運搬車両の運搬経路の制限をしており安全に配慮している。
景観への配 慮	①施設の高さ、大き さに応じて、植栽 等により、景観へ の配慮がされてい ること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南東側道路沿いに通行者からの視線に配慮した木塀を設置し景観に配慮している。 ・ 建物は既存のままとし、屋根は茶系、外壁はアイボリー系で彩度は低く抑えられており景観に配慮している。

「廃棄物中間処理及び産業廃棄物収集運搬業について」事業計画概要説明

場所：和田農村研修センター

	質 問	回 答
R3. 6. 25 小諸市和田区、 市区の住民 11名	<p>[1]有価物と廃棄物は混在となるのか。</p> <p>[2]機械冷却排水、雨水を工場敷地内に浸透とあるがどんな計画か。</p>	<p>[1]仕切りを設けて分けて保管します。</p> <p>[2]現状、本社工場においては井戸水を機械の冷却水として利用しており、その排水を敷地内に浸透しているが、汲上水及び排水ともに水質の規制値に適合しており問題ないと考えています。 今回工事において、本社工場には循環施設を設置し、機械の冷却水は循環・再利用する計画のため、敷地内浸透もなくなります。 今後5年に2度、汲上水及び循環水について定期的に水質検査を行い、問題ないことを確認します。</p>
R4. 4. 15 小諸市和田区、 市区の住民 12名	<p>[3]収集運搬業の許可に紙くず、木くず、金属等が含まれているがその理由は。</p> <p>[4]本社工場前に荷物が乱雑に積み上げられているがその対応は。</p>	<p>[3]プラスチックを回収する際に、木製パレットやプラスチックを包む紙袋と一緒に運搬するなど、収集の際に含まれることがあるためです。</p> <p>[4]新たにフェンスを設置し、景観に配慮するとともに、置場を種類ごとにラインで区画し、フレコンバックを2段以下で整形に並べて積むこととし、整理整頓に心掛けます。</p>

小諸市からの答申

R4. 9. 13 小諸市都市計画審議会

- ・当該施設の用途に供する敷地の位置について都市計画上支障ないと認める。